

第22期第21回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月24日（月） 13時30分～14時30分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、
石館正也、飯田弘明、元角文雄、石本武男、
阿部輿志輝、大澤真人、石塚治、馬場浩一、
深山和彦（以上13名）
- 4 欠席委員 鈴木英樹(以上1名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星

7 議題

- 議案第1号 海面共同・区画漁業権の免許申請者に係る適格性について（答申）
- 議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
- 議案第3号 定置漁業の休業中の漁業許可について（答申）
- 議案第4号 船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示について
- 議案第5号 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に提出する令和6年度政府要望提案について

事務局長

開催に先立ちまして、私の方から各委員へのお願いがございます。
初めに、お手元に配布しております「第21回委員会 適格性審査における発言委員一覧」をご覧ください。
この資料は、本日の委員会で審議されます「海面共同・区画漁業権の免許申請者の適格性審査」にあたり、各委員にご発言を担当して頂く漁業権番号を定めた一覧表です。
この後の審議では、事務局から海面共同・区画漁業権の免許申請者を一括して説明した後、会長より漁業権番号の順に申請者の「免許の是非」と「適格性の有無」を、一件ずつ伺って参りますので、その時、ご担当の委員から「該当

する」、「該当しない」のご発言をして頂きたいと思いますので、御協力の程、よろしくお願い致します。

詳しくは、2ページ目にあります「審議の手順」をご覧ください。

なお、特段の御意見等がある場合は、担当以外の委員からもご発言いただけますので、ご承知おき願います。

以上、ただ今の説明に関して、何かご質問はありますか。

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第21回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会長

開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から米濱水産課長、坂東漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月も下旬に入りまして、カラフトマスの漁獲も見えてきました。

皆様、ご存じのとおりカラフトマスは昨年度、大変な不漁となり、親魚の確保もままならない状況となりました。

今のところ、今年度は昨年度よりは良い状況のようですが、漁が本格化するのには、これからとなりますので、是非とも大漁と十分な親魚の確保を期待したいところでございます。

さて、本日の委員会では、「海面共同・区画漁業権の免許申請者に係る適格性について」の答申など議題が5件となっております。

審議には少々時間を要することが想定されますので、委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い致します。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

臨席者紹介

オホーツク総合振興局 米濱水産課長、坂東漁業管理係長

次に、出席人員の報告をします。定員14名中、本日の出席委員は13名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願い致します。会長、よろしくお願い致します。

会長

それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員の選出についてですが、恒例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一同

異議なし

会長

それでは、馬場委員と飯田委員に議事録の署名をお願いします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号海面共同・区画漁業権の免許申請者に係る適格性について上程し

ます。事務局から内容を説明してください。議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

事務局長

本日、審議して頂く議案の内容ですが、当委員会では、これまで共同漁業権及び区画の漁場計画に係る草案、素案、最終案の審議を行い、道からの原案諮問に対する公聴会の開催と、その答申のための委員会審議を経て、令和5年5月30日付け北海道告示第10855号で公示されました共同漁業権と区画漁業権の漁場計画に対して、漁業法第69条の規定により免許申請がなされたことから、資料の1ページ目のおり令和5年7月19日付け漁管第972号により知事から当委員会に対して、同法第70条の規定に基づく諮問があったものです。

この諮問に対して当員会では、同法第71条1項の規定に基づき申請者に免許をすべきでない旨の意見の有無と、同法第72条の規定に基づき申請者が免許の適格性を有するか否かについて、審議して頂くものであります。

資料2ページをご覧ください。こちらにありますとおり漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。

また、同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとする時は、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。

第71条第1項第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合が規定されています。

第72条第1項第1号から第4号には、漁業権者が自ら漁業を営む区画漁業権の「個別漁業権」に関する適格性が規定されておりますが、今回、審議する共同漁業権及び区画漁業は、どちらも「団体漁業権」のため、説明を割愛します。

漁業法第72条第2項には、漁業協同組合が管理する共同漁業権及び区画漁業権の「団体漁業権」に関する適格性が規定されており、第1号は、区画漁業権の類似漁業権の場合の適格性として、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が、当該現存する区画漁業権とおおむね等しいと認められる場合(類似漁業権)であって、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であることとされており、

第2号は、共同漁業権及び区画漁業権の新規漁業権の場合の適格性として、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業(海面漁業のうち総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う漁業をいう。)を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものとされており、

免許をしない場合の第71条に戻りまして・第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同

意がない場合と、規定されております。

海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、漁業法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否か、（漁場番号毎に申請者1件ずつ）ご審議いただくこととなります。

資料6ページ目の「共同漁業権設定免許申請一覧表」をご覧ください。

一覧表の最上段の欄には漁場番号、その下には申請者の住所と名称、並びに申請様態が記載されております。

また、その下には免許申請の際に必要な応じて添付される関係書類の一覧等を記載しております。

このうち、適格性の審査に係わる項目5の関係地区内に住所を有し年間90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数の組合員世帯数と非組合員世帯数について、漁場毎に説明いたします。

なお、免許をしない場合に関係する項目6、漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は漁業法第71条第2項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類については、全ての漁場で「該当なし」となっておりますので一括してご報告いたします。

それでは、共同漁業権の網海共第1号から説明いたします。

網海共第1号の申請者は、雄武漁業協同組合。組合員世帯数は108世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第2号の申請者は、沙留漁業協同組合。組合員世帯数は104世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第3号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は135世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第4号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は135世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第5号の申請者は、湧別漁業協同組合。組合員世帯数は164世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第6号の申請者は、常呂漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は184世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第7号の申請者は、網走漁業協同組合。組合員世帯数は218世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次の7ページにまいります。

次に、網海共第8号の申請者は、斜里第一漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は293世帯、非組合員世帯数は54です。（84％）

次に、網海共第9号の申請者は、雄武漁業協同組合。組合員世帯数は108世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第10号の申請者は、沙留漁業協同組合。組合員世帯数は104世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第11号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は135世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第12号の申請者は、湧別漁業協同組合。組合員世帯数は164世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第13号の申請者は、常呂漁業協同組合ほか1名。組合員世帯

数は184世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第14号の申請者は、網走漁業協同組合。組合員世帯数は218世帯、非組合員世帯数はゼロです。

資料8ページをご覧ください。

次に、網海共第15号の申請者は、斜里第一漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は293世帯、非組合員世帯数は54です。(84%)

次に、網海共第16号の申請者は、雄武漁業協同組合。組合員世帯数は108世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第17号の申請者は、沙留漁業協同組合。組合員世帯数は104世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第18号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は135世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第19号の申請者は、湧別漁業協同組合。組合員世帯数は164世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第20号の申請者は、常呂漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は184世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第21号の申請者は、網走漁業協同組合。組合員世帯数は218世帯、非組合員世帯数はゼロです。

資料を1枚めくりまして、9ページ目です。

次に、網海共第22号の申請者は、斜里第一漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は293世帯、非組合員世帯数は54です。(84%)

次に、網海共第23号の申請者は、雄武漁業協同組合。組合員世帯数は108世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第24号の申請者は、沙留漁業協同組合。組合員世帯数は104世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第25号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は135世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第26号の申請者は、湧別漁業協同組合。組合員世帯数は164世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第27号の申請者は、常呂漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は184世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第28号の申請者は、網走漁業協同組合。組合員世帯数は218世帯、非組合員世帯数はゼロです。

資料10ページに参ります。

次に、網海共第29号の申請者は、斜里第一漁業協同組合ほか1名。組合員世帯数は293世帯、非組合員世帯数は54です。(84%)

次に、網海共第30号の申請者は、雄武漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は347世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第31号の申請者は、湧別漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は348世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第32号の申請者は、網走漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は511世帯、非組合員世帯数は54です。(90%)

次に、網海共第33号の申請者は、雄武漁業協同組合ほか2名。組合員世帯

数は347世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第34号の申請者は、湧別漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は348世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第35号の申請者は、網走漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は511世帯、非組合員世帯数は54です。(90%)

資料を1枚めぐりまして11ページです。網海共第36号の申請者は、佐呂間漁業協同組合ほか8名。

組合員世帯数は1206世帯、非組合員世帯数は54です。(96%)

次に、網海共第37号の申請者は、湧別漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は348世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第38号の申請者は、湧別漁業協同組合ほか2名。組合員世帯数は348世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第39号の申請者は、西網走漁業協同組合。組合員世帯数は32世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に、網海共第40号の申請者は、西網走漁業協同組合。組合員世帯数は32世帯、非組合員世帯数はゼロです。

次に区画漁業権について、ご説明します。資料12ページをご覧ください。

雄海区第1号の申請者は、雄武漁業協同組合。組合員世帯数は108世帯、非組合員世帯数はゼロです。

興海区第1号の申請者は、沙留漁業協同組合。組合員世帯数は9世帯、非組合員世帯数はゼロです。

紋海区第1号の申請者は、紋別漁業協同組合。組合員世帯数は8世帯、非組合員世帯数はゼロです。

サロマ海区第1号の申請者は、サロマ湖養殖漁業協同組合。組合員世帯数は345世帯、非組合員世帯数はゼロです。

能海区第1号の申請者は、西網走漁業協同組合。組合員世帯数は32世帯、非組合員世帯数はゼロです。

網海区第1号の申請者は、網走漁業協同組合。組合員世帯数は17世帯、非組合員世帯数はゼロです。

最後のページとなりますが、13ページ目をご覧ください。

斜海区第1号の申請者は、斜里第一漁業協同組合。組合員世帯数は153世帯、非組合員世帯数は54です。(74%)

以上で説明は終了となりますが、議長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者1件ずつ審議をして頂きたいと思いますが、この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び72条の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」と発言をして頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

ただ今、説明あったとおり本件については、漁業法第71条に規定する「免許しない場合」と第72条に規定する「適格性を有しない者」の要件に申請者が「該当するか」、「否か」について、審議してもらうものです。

また、この審議は、申請者毎に一件ずつ行いますので、その都度「該当する」、「該当しない」の発言をお願いします。では、始めに網海共第1号の申請者である雄武漁業協同組合について審議願います。

深山委員
会長 申請者は「該当しない」と思います。
ただ今、「該当しない」との発言がありました。他の委員から異議はあり
ませんか。

一同 異議なし

会長 では、そのように決定します。 次に～
(以降、別添、『第21回委員会 適格性審査における発言委員一覧につい
て』で漁業権番号とそれに対する発言委員を記載。全審議内容で該当しないとの
回答)

会長 以上で、共同漁業権及び区画漁業権の免許申請者に対する「免許しない場合」
と「適格性の審査」についての審議を終了しますが、いずれも漁業法第71条
及び第72条に規定する欠格要件には該当しないことを認め、この旨、知事に
答申することとして、よろしいでしょうか。

一同 異議なし

会長 では、そのように決定のうえ、知事に答申します。
次に、議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等
について上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
議案第2号は、かに固定式刺し網漁業(オホーツク総合振興局管内及び宗谷
総合振興局管内沖合海域)の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問
となります。漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制
限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。
また、公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければ
ならないこととされております。
このため、資料1ページ目のとおり、網走海区漁業調整委員会に諮問がござ
いました。
各漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よ
ろしくご審議ねがいます。

漁業管理係長 それでは、議案第2号の知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき
期間について、説明させていただきます。
諮問する知事許可漁業は、かに固定式刺し網漁業、オホーツク総合振興局管
内及び宗谷総合振興局管内沖合海域の許可のうち、宗谷総合振興局関係に係る
許可となります。
当該許可の有効期間については、令和5年12月14日をもって満了となり
ます。
このため、当該漁業許可に係る一斉更新にあたり、漁業法第58条において

読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和5年7月13日付け漁管第943号により、知事許可漁業に係る制限措置の内容、漁業種類、操業区域、漁業時期、許可又は起業をすべき船舶等の数、船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものでございます。

お手元の資料 ページをご覧ください。まず、制限措置についてですが、

(1) 漁業種類は、いずれもかに固定式刺し網漁業となります。漁業種類とは、知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものでありますが、申請及び事務処理の利便性を考慮し、漁業種類の末尾に、備考欄の許可区分で示してあるとおり、括弧書きで宗1～4まで区分しております。

(2) 操業区域は、記載のとおりとなっております。現許可からの変更はありません。操業海域図につきましては、資料 ページをご覧ください。

(3) 漁業時期は、毎年、12月15日から翌年5月31日までとなっております。現許可からの変更はありません。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、

- ・ D E F 海域が 15隻 [稚内漁協：15隻]
- ・ C E F 海域が 13隻 [宗谷漁協：5隻、猿払村漁協：8隻]
- ・ C F 海域が 10隻 [頓別漁協：10隻]
- ・ C 海域が 21隻 [枝幸漁協：21隻]

の合計59隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し、現状の許可隻数を維持する考えであります。

なお、令和5年4月1日に先行し一斉更新を行った、オホーツク総合振興局関係の許可隻数も、同様に一斉更新前の許可隻数35隻で一斉更新したところであります。

(5) 船舶の総トン数は、いずれも15ト未満となっております。現許可から変更はありません。

(6) 漁業を営む者の資格は、いずれも宗谷総合振興局管内に住所を有する者となっております。現許可からの変更はありません。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第2項に規定に基づく、北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月を下らないこととなっております。令和5年10月3日から同年11月2日までを予定としております。

その他、参考事項としまして、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、備考欄に記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

諮問内容の説明につきましては、以上となります。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

会長

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同

発言なし

会長 特に無い様ですので、議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について、異議ない旨、回答してもよろしいでしょうか？

一同 異議なし

会長 それでは、そのように決定します。次に、議案第3号定置漁業の休業中の漁業許可について上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
常さけ・ます定第10号の漁業権者である湊 基一（みなと もとかず）と川口司朗（かわぐち しろう）から道に対して、漁業法第87条の規定に基づく休業届の提出がありました。休業中の漁業権の内容たる漁業については、漁業法第88条第1項において、適格性を有する者が、都道府県知事の許可を受けて当該漁業を営むことができるとされていることから、道では、当該漁業の許可申請を募ったところ1件の許可申請が提出されました。
この申請を許可するにあたり、漁業法第88条第2項の規定に基づき網走海区漁業調整委員会に許可することへの意見及び許可にあたり条件を付することについての意見について、諮問がございました。資料の1ページ目と2ページ目が知事からの諮問文となります。資料3ページをご覧ください。こちらが本件に関する経過と関係法令を整理した資料となります。
まず対象となる定置漁業が、常さけ・ます定第10号で、漁業権者は、北見市常呂町の湊 基一と川口司朗の2名となっております。
免許期間は平成31年6月1日から平成35年12月31日までとなっております。
経過につきましては、漁業法第87条の規定に基づき、免許権者から令和5年4月25日付けで、令和5年9月1日から令和5年9月15日までの期間についての休業届が提出されました。これを受けて、知事が令和5年6月13日付けで休業中の漁業許可の申請期間について告示をしております。
申請期間は、令和5年6月13日から令和5年7月12日までとなっております。
・その後、令和5年7月7日付けで、北見市常呂町の川口和良ほか128名から許可の申請がなされました。
この申請を受けまして、4になりますが、知事より網走海区漁業調整委員会に対して、「許可することについての意見」及び「許可にあたり条件を付することについての意見」について、諮問があったところでございます。
これは4の下枠内にありますとおり漁業法第88条第2項の規定により、申請があったときは、知事は、海区委員会に意見を聞かなければならないこととされており、許可することについての意見、例えば、適格性に問題があるか、許可しない場合に該当するか、その他の事項を含めまして意見を求められているものでございます。
また、漁業法86条第2項で漁業権に条件を付けようとするときも海区委員会に意見を聞かなければならないこととされております。
資料4ページをご覧ください。

漁業法第71条に知事が免許をしない場合について、規定されております。第一項に、申請者が第七十二条に規定する適格性を有する者でないときと規定されており、適格性として第七十二条には、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性しない者として、次の各号のいずれにも該当しない者とする、として4つを定めております。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守しない者。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれか該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

また、同法71条第三項でも、同種の漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、など免許してはならない場合が規定されています。

資料2ページにお戻り願います。許可申請があったのは、川口和良ほか128名からの1件となっております。

申請者からは添付書類の欄の1から11のうち、○印が付いたものが提出されており、5の法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面も添付されております。

再度、資料3ページの一番下の枠をご覧ください。

さきほど触れましたが、漁業法86条第2項において、漁業権に条件を付けようとするときも海区委員会に意見を聞かなければならないこととされております。

ここでの条件とは、資料1ページの諮問文の記書き以下の3つの条件のことで、この内容は、従前の免許に付されていたものと同じものとなっております。

資料5ページから7ページは参考資料として、休業する常さけ・ます定第10号の免許状の写しと漁場図を添付しております。

説明は以上となります。許可することについての意見及び「条件を付することについて、よろしくご審議願います。

会長 　　ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　特に無い様ですので、議案第3号定置漁業の休業中の漁業許可について、異議ない旨、回答してもよろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第4号船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示について上程します。事務局から内容を説明してください。

議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

斜里町ウトロ地区を中心とする地先海域では、秋さけの船釣りが盛んであり、遊漁者の増加に伴って秋さけ資源への影響とともに、海難事故の発生、漁場や漁港内でのトラブル等が懸念されていました。

このため、平成元年から遊漁と漁業との調整を図るとともに、遊漁秩序や釣り人等のマナーの確立を図ることを目的として、特定の海域と期間内における秋さけの船釣りを全面的に禁止した上で、海区委員会の承認（ライセンス）を受けた者に限り、秋さけの船釣りが行える委員会指示を発動しております。

一方、近年、網走沖合海域において、秋さけ船釣りの遊漁船やプレジャーボートが増加し、漁具被害や漁業活動への影響が見られる事態となっています。

また、網走沿岸海域においても、ミニボートやゴムボートによる秋さけ船釣りが増加し、漁具被害や漁業活動への影響、海難事故の発生など問題が生じています。

このため、令和4年度からウトロ沖合海域に加えて、網走市から現海域までの海域を新たに秋さけ船釣り禁止区域を設定し、その中にライセンス区域を定めることとしました。

このような中、道では地元の状況等を鑑み、当該海域の漁業と秋さけ船釣りの秩序ある海面利用を図るためには、令和5年度においても引き続き、秋さけ船釣りにかかる委員会指示発動が必要と考え、資料の1ページ目のとおり当委員会に要請がありました。

これを受けまして、令和5年度の委員会指示の案について説明します。

資料2ページをご覧ください。主な変更点について、説明いたします。

まず、最初に、これまで記載していなかった「船舶」について、今回、改めて定義することとしました。

これは、近年、ゴムボートやカヌー、サップボードといったこれまでは余り見られなかったものが一般的となり、これらにかかる照会が増えてきたことから、今回、改めて定義したものであります。

次に網走・斜里海域の秋さけ船釣りの禁止期間ですが、昨年度は9月1日からとっていたものを8月25日からに変更しております。

これは、ウトロ海域の遊漁船などからウトロ海域と同じとしてほしいとの要望があり、網走・斜里海域の遊漁船業者と協議し、変更に同意を得られたことから、変更したものであります。

次に、「4 秋さけ船釣りライセンスの取得」に、「異なる申請者による同一船舶での申請も認めない。」と「同一申請による複数の申請者による申請は認めるものとする。」と加筆しております。

1点目の「異なる申請者による同一船舶での申請も認めない。」については、これまで船舶ごと・人ごとにライセンスを取得することとしておりました。このため、1つの船舶を数名で使用する場合、それぞれにライセンスを取得する必要がありましたが、これにより、申請者を変えることで同じ船舶で複数の申請ができたり、あるいは、この文の前で禁止している「ウトロ海域、網走・斜里両海域への申請」が、実質的に可能となるためひとつの船舶で可能な申請はひとつのみとするためのものです。

もうひとつの「同一申請による複数の申請者による申請は認めるものとす

る。」については、プレジャーボートでは共同所有の船舶も見られることから、このままでは所有者の中の1名でしか申請ができず、申請者以外の所有者が秋さけ船釣りをを行う場合、必ず申請者が同乗する必要性が生じますので、1つの申請書に複数名で申請できることとし、この中の誰かが乗船していれば、秋さけ船釣りが行えるようにするためのものです。

最後に、ウトロ海域の承認隻数を昨年度の承認実績数に変更しております。委員会指示の主な変更点は以上です。

また、資料11ページから12ページまでに「秋さけ船釣り等に係る海区漁業調整委員会指示指導要領（案）」を、13ページが「試験研究等の場合の委員会指示事務取扱要領（案）」を添付しておりますが、昨年度からの変更点は、日付のみとなっておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

以上が、議案第4号の説明となります。よろしくご審議願います。

会長 　　ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　それでは、原案どおり委員会指示を発動することによろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第5号「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に提出する令和6年度政府要望提案について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第5号についてご説明いたします。全国海区漁業調整委員会連合会では、毎年、各ブロック会議を通じて全国の海区委員会の要望をとりまとめて、政府に要望をしております。

令和6年度の要望については、現在のところ担当海区であります静岡海区漁業調整委員会から作成の依頼が届いておりませんが、例年、8月上旬頃までに提出するように依頼がございます。

このため、網走海区管内で問題となっておりますさけ・ますを中心とした遊漁の問題について、要望することについてご審議願いたいと思います。

道内の漁業者は、さけ・ます資源を持続的に利用するため、さけ・ますの捕獲は定置網に限定し、網入れの時期を調整したり、必要に応じて網揚げをするなど、再生親魚の確保に取り組んでいるところです。

一方で遊漁者は、ほとんど制限がなく相当数のさけますを釣獲されているものと考えられます。

また、さけます以外の魚種に関しても、漁業者は資源管理や資源造成を行っており、国ではさらにTACによる漁獲管理を行うことを検討している状況です。

このようにさけます以外の魚種に関しても、漁業者は様々な制約や負担、

努力を行い資源の維持を図っておりますが、遊漁者に関してはほぼ制限がありません。

TAC制度による資源管理においても、遊漁者に対して適正な資源管理が行えるのか不透明な状況です。

これらの問題は、現在、遊漁に関する法制度が一切ないことが要因のひとつであると考えられますので、国の責任において、遊漁における適切な海面利用や実効性のある資源管理を行うことができる法制度の整備を要望したいと思います。

また、近年では、ミニボート（ゴムボート）を使用して釣りをを行う遊漁者が増加しており、漁業活動への支障や漁具被害、海難事故の発生などの問題が生じている状況です。これらのトラブルは、規制緩和により安易にミニボート（ゴムボート）を使用した遊漁が可能となったことが要因の1つであると考えられることから、事故やトラブルを防止できる規制方法について、検討を要望したいと思います。

以上のとおり全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に令和6年度政府要望提案として要望したいと思いますので、ご審議願います。

会長 　　ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

新谷委員 　　言っていることはわかるが、受け手がもう少しわかるようにしてほしい。
例えば『道内のさけます資源は漁業者の負担により～』の部分を漁業者がお金を出し合っていることを言って欲しいしカラフトマスについても漁業者が資源を守るために網を揚げているのに遊漁者は網が揚がったときに狙って釣りをしているなどの実態を書いた方がよい。この内容だと我々はわかるが、全国にいったときにはわからないのでは。なのでもう少し詳しく書いた方がいいのではないだろうか。

水産庁は遊漁者に対してぬるい。全国では疲弊した港などに遊漁船や釣り人を誘致していく風潮がある。

この管内の海区としてはこの実情を示していかなければならないのではないかと。

会長 　　今の発言を受けますと、新谷副会長と馬場委員、石塚専務と案を練り直して出すという形で一任して頂きたいと思いますが、他の委員の皆様よろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。
以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。
それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一同 　　発言なし

会長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

終 了